

I-1 東京一極集中を適切に是正する施策の実施

提出先 内閣府

【提案項目】

神奈川県からの人口の流出を抑制するため、東京一極集中の是正策については、その対象を東京23区に限定した施策とすること。

【提案理由等】

「地方創生に関する総合戦略」においては、若者や女性を始めとする東京圏への過度な一極集中を是正することが重要とされ、東京圏から地方への移住者を2027年度に年間1万人にすることが目標の一つとして掲げられている。

しかしながら、本県では、県内の約3分の2の市町村で人口減少が始まっており、県全体でも2021年10月から前年同月に比べて減少に転じ、人口減少局面に入った。

こうした中、本県では、国家戦略総合特区制度などを活用した成長産業の創出・育成や企業誘致、地域の特性や資源を最大限生かしたプロジェクトの推進による移住・定住促進など様々な取組を推進してきた。

その結果、転入超過に転じる市町村も現れたが、近年の都心回帰の流れもあり、再び転出超過となる市町村も増加している。

そうした中で、「東京圏」の一括りで、神奈川県からの人材の流出が促進される施策が実施されれば、これまでの本県の懸命な取組が水泡に帰すばかりでなく、本県の活力を阻害し、地方創生に逆行することにもなりかねない。

地方創生の観点から必要なのは、「東京23区」への「過度な」一極集中の是正であり、そのための施策が展開されるべきである。

神奈川県の総人口【毎年10月1日現在】

2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
9,237 千人	9,236 千人	9,232 千人	9,229 千人	9,225 千人	9,194 千人

出典「人口推計」（総務省統計局）、「令和7年国勢調査」（総務省統計局）

神奈川県内の転出超過市町村数の推移

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
転出超過市町村数	17	11	6	11	13	15

出典「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）をもとに作成

（神奈川県担当課：政策局地域政策課）

I-2 地域未来交付金の拡充

提出先 内閣府

【提案項目】

更なる地方創生を進めるため、地域未来交付金（地域未来推進型）を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、これまで国の地方創生の取組と歩調を合わせ、三浦半島地域や県西地域をはじめとして、人口減少が進む各地域において、地方創生の取組を進めてきたところである。しかし、本県も、人口減少局面に入り、地方創生の取組を一層推し進めていかなければならない状況である。

こうした中、国は、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に生かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し「強い経済」を構築するため、令和7年度補正予算において「地域未来交付金」を創設し地方の取組を後押しするとしたところであるが、令和8年度の交付金の申請においては、新規事業が不採択となる事例が生じている。

今後、更に加速化・深化が求められる地方創生の取組について、国は、地方自治体が必要とする額について十分な予算枠を確保・拡充し、要件緩和や交付対象拡大、地方自治体が希望する場合の本省繰越や手続きの簡素化など地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図るよう求める。

I-3 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

提出先 内閣府

【提案項目】

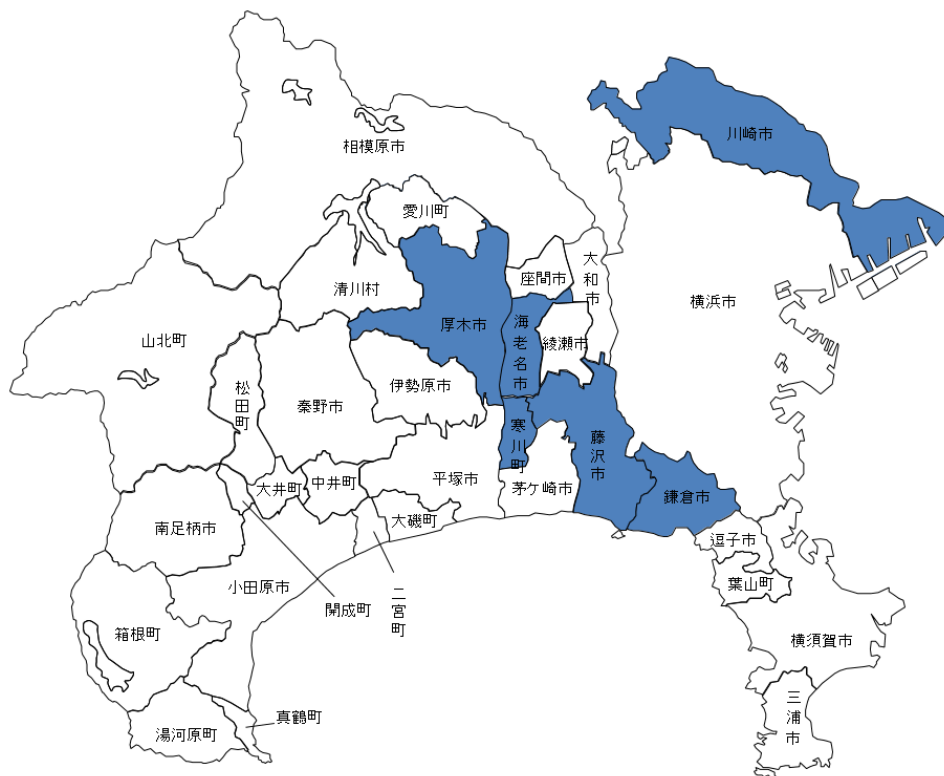
地方交付税の不交付団体も制度の対象とするか、不交付団体であっても近郊整備地帯を含む場合は制度の対象となるよう見直しを行うこと。

【提案理由等】

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、令和２年度税制改正において、要件の緩和や手続の簡素化を行うなど、制度の改善・充実が図られ、令和７年度税制改正において適用期限が延長されたが、依然として、地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の対象外地域（首都圏整備法で定める近郊整備地帯等）とされている場合は、制度の対象外となっている。

本県は、多くの地域が近郊整備地帯に指定されており、財政状況により交付団体と不交付団体を行き来する自治体も存在するため、継続的な制度活用の妨げとなっている。自治体の立地条件や財政状況に左右されることなく、全国の地方自治体が、地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実かつ継続的に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、改善が必要である。

- 令和８年度の神奈川県内の制度対象外団体（６団体）
川崎市・鎌倉市・藤沢市・厚木市・海老名市・寒川町



※ 箱根町は不交付団体であるが支援対象地域所在のため、制度対象

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

I-4 地域おこし協力隊及び地域活性化起業人制度の見直し

提出先 総務省

【提案項目】

人口減少率の要件緩和など、より幅広い市町村が制度対象となるように見直しを行うこと。

【提案理由等】

地域おこし協力隊及び地域活性化起業人の施策は、都市部の人材を活用し、地域の魅力向上などの取組に従事することで、地域への定着や地域の活性化を図るものであるが、大都市圏という大きな括りのもとで制度設計がされているため、一定以上の人口減少率や条件不利地域を有することなどが要件とされており、本県の市町村の多くは人口減少が進む中でも制度を活用することができない。

さらに、地域おこし協力隊については、令和7年度に独自協力隊が地域おこし協力隊に係る研修等の各種支援施策の対象とはなったものの、依然として財政措置は対象外であり、特に、人口減少が進む市町村は、地方創生や地域活性化の取組において大きな障壁となっている。

地方それぞれの特長を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すためには、自ら率先して地方創生に取り組めることが重要である。

大都市圏内に所在することのみをもって制度活用が限定されることのないよう、人口減少率の要件緩和など、地域の実情に応じて、より幅広い市町村が制度対象となるよう見直しを行う必要がある。

○神奈川県内で人口減少となっている市町村

平成17年から 平成27年の10年間	横須賀市、平塚市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、 山北町 、 箱根町 、 真鶴町 、湯河原町、愛川町、清川村 【計18市町村】
平成22年から 令和2年の10年間	横須賀市、平塚市、 <u>鎌倉市</u> 、小田原市、逗子市、 三浦市 、秦野市、 <u>厚木市</u> 、南足柄市、 <u>葉山町</u> 、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、 山北町 、 箱根町 、 真鶴町 、 湯河原町 、愛川町、清川村 【計21市町村】

※各年の国勢調査による人口で比較

※太字は10年間の人口減少率が11%以上である市町村、下線は平成22年からの10年間で新たに人口減少に転じた市町村

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

I-5 旅券事務におけるデジタル・ガバメントの推進

提出先 外務省

【提案項目】

デジタル・ガバメントの推進に向けては、オンライン申請に限らず、紙申請も含めたキャッシュレス決済を可能とするとともに、クレジットカードだけではなく、多様なキャッシュレス決済手段を導入すること。

また、都道府県及び市町村が、オンライン申請に係る業務等を円滑に遂行できるよう、申請者及び審査者の双方にとってより使いやすいシステムとするための改善に努めること。

さらに、配送による旅券交付の実施など、申請者の利便性の向上及び旅券事務の効率化を図る仕組みを、都道府県の意見を反映し構築していくこと。

加えて、地方の財政負担を軽減するため、権限移譲により旅券事務を担当する市町村も含め、地方自治体への財政的な支援を講じること。

【提案理由等】

デジタル・ガバメントの推進に向けては、オンライン申請に限らず、紙申請も含めたキャッシュレス決済を可能とするとともに、多様なキャッシュレス決済手段を導入していく必要がある。

また、都道府県及び市町村においては、オンライン申請が全面導入されて以降、申請者への補正作業や確認作業等に想定以上の時間を要していることから、現場である都道府県等の意見を幅広く聞いたうえで、申請者及び審査者の双方にとってより使いやすいシステムとするための改善を行うとともに、システム改修内容に関して、都道府県に迅速かつ正確に情報提供を行うことが不可欠である。

さらに、配送による旅券交付の実施など、申請者の利便性の向上及び旅券事務の効率化を図る仕組みを構築していく必要がある。

加えて、都道府県を対象とした一定の支援はあるものの、権限移譲により旅券事務を担当する市町村を対象とした支援がないため、地方の財政負担を軽減し、都道府県・市町村に財政負担が生じることのないよう、財政的な支援を講じることがを要望する。